

法務省民商第 7 5 号
令和 4 年 3 月 1 日

法務局民事行政部長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局商事課長
(公 印 省 略)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 2 号。以下「改正法」という。）が令和 2 年 6 月 1 2 日に、社会福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 3 0 2 号。以下「改正政令」という。）が令和 3 年 1 0 月 2 9 日に、社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 1 7 6 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 1 1 月 1 2 日にそれぞれ公布され、改正法（附則第 1 条第 2 号に掲げる規定に限る。）、改正政令及び改正省令は、いずれも本年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行されることとなったので、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは改正法による改正後の社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）を、「施行令」とあるのは改正政令による改正後の社会福祉法施行令（昭和 3 3 年政令第 1 8 5 号）を、「施行規則」とあるのは改正省令による改正後の社会福祉法施行規則（昭和 2 6 年厚生省令第 2 8 号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和 3 8 年法律第 1 2 5 号）を、「一般法人法」とあるのは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）を、「公益認定法」とあるのは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）をいい、法、施行令及び施行

規則について引用する条文は、全て改正後のものです。

記

第 1 社会福祉連携推進法人制度の新設

1 社会福祉連携推進認定

(1) 認定を受けることができる者

次に掲げる業務（以下「社会福祉連携推進業務」という。）を行おうとする一般社団法人は、法第 127 条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定（以下「社会福祉連携推進認定」という。）を受けることができることとされた（法第 125 条）。

ア 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

イ 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援

ウ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援

エ 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として施行規則第 38 条で定めるもの

オ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修

カ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(2) 申請及び認定

社会福祉連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、施行規則第 39 条第 1 項で定める事項を記載した申請書に定款、社会福祉連携推進方針その他施行規則第 39 条第 2 項で定める書類を添えて、所轄庁に申請をしなければならないとされた（法第 126 条第 1 項）。認定手続を担う所轄庁は原則として、主たる事務所の所在地の都道府県知事であるが、市域において業務を行う場合は市長、主たる事務所が指定都市にあって同一都道府県内で市域をまたがって業務を行う場合は指定都市の長、全国規模で行われる場合は厚生労働大臣が担うことになる（法第 131 条において読み替えて準用する法第 30 条）。

また、所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が法第 127 条各号の基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人

について社会福祉連携推進認定をすることができることとされた（同条柱書）。

なお、所轄庁は、社会福祉連携推進認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないとされた（法第 129 条、施行規則第 40 条の 3）。

(3) 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人の名称等

社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人（以下「社会福祉連携推進法人」という。）は、その名称中に社会福祉連携推進法人という文字を用いなければならないとされた（法第 130 第 1 項）。

また、社会福祉連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないとされ（同条第 3 項）、社会福祉連携推進法人は、不正の目的をもって、他の社会福祉連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないとされた（同条第 4 項）。

なお、法第 147 条の規定により、社会福祉連携推進法人については、一般社団法人の名称について規定する一般法人法第 5 条第 1 項の適用が除外されている（後記 2 (5) 参照）ことから、一般社団法人たる社会福祉連携推進法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いる必要はないが、公益社団法人たる社会福祉連携推進法人については、法において、公益社団法人の名称について規定する公益認定法第 9 条第 3 項の適用が除外されていないことから、その名称中に「公益社団法人」という文字に加え、「社会福祉連携推進法人」という文字を用いなければならない。

(4) 社会福祉連携推進認定の取消し

ア 取消しの処分

(ア) 社会福祉連携推進認定をした所轄庁（以下「認定所轄庁」という。）は、社会福祉連携推進法人が、次のいずれかに該当する場合には、その社会福祉連携推進認定を取り消さなければならないとされた（法第 145 条第 1 項）。

- a 法第 128 条第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき
- b 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき

(イ) 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次のいずれかに該当する場合においては、その社会福祉連携推進認定を取り消すことができることとされた（法第 1 4 5 条第 2 項）。

- a 法第 1 2 7 条各号（第 5 号を除く。）に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき
- b 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があったとき
- c 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

(ウ) 認定所轄庁は、(ア)又は(イ)により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないとされた（法第 1 4 5 条第 3 項、施行規則第 4 0 条の 3）。

イ 定款の変更

ア(ア)又は(イ)による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなすとされた（法第 1 4 5 条第 4 項）。

なお、公益社団法人たる社会福祉連携推進法人が、ア(ア)又は(イ)による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、同項の規定は適用しないとされた（施行規則第 4 0 条の 2 1 第 2 項）ことから、当該公益社団法人は、社員総会の決議により、名称の変更に係る定款の変更を要するが（一般法人法第 1 4 6 条）、当該定款の変更の時点において、既に当該取消しの処分の効力が発生しており、社会福祉連携推進法人ではないことから、法第 1 3 9 条第 1 項に規定する定款の変更に係る認定所轄庁の認可（後記 2 (1)イ参照）を要しない。

2 社会福祉連携推進法人

(1) 定款

ア 定款で定めなければならない事項

一般法人法第 1 1 条第 1 項各号の事項のほか、社会福祉連携推進法人は、その定款において、次の事項を定めなければならないとされた（法第 1 2 7 条第 5 号）。

- (ア) 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他施行規則第40条第2項に掲げる事項
 - (イ) 役員に関する事項
 - (ウ) 代表理事を一人置く旨
 - (エ) 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項
 - (オ) 事業の規模が政令第33条で定める基準を超える一般社団法人である場合には会計監査人を置く旨等
 - (カ) 社会福祉連携推進評議会を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法
 - (キ) 社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他施行規則第40条第8項で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨
 - (ク) 資産に関する事項
 - (ケ) 会計に関する事項
 - (コ) 解散に関する事項
 - (サ) 社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から一月以内に国等に贈与する旨
 - (シ) 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨
 - (ス) 定款の変更に関する事項
- イ 定款の変更の認可

社会福祉連携推進法人の定款の変更(事務所の所在地に関する事項、社会福祉連携推進認定による法人の名称及び公告方法に関する事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた(法第139条第1項、施行規則第40の13第3項)。

(2) 代表理事の選定及び解職

社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定所轄庁の認

可を受けなければ、その効力を生じないとされた（法第 1 4 2 条）。

(3) 役員任期等

社会福祉連携推進法人の役員（理事及び監事）の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまで（ただし、再任を妨げない。）とされ、また、役員のうち、その員数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならないとされた（法第 1 4 3 条において準用する法第 4 5 条及び第 4 5 条の 7）。

さらに、役員に欠員を生じた場合の措置として、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有するとされ（一般法人法第 7 5 条第 1 項）、また、役員に欠員が生じた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求等により、一時役員職務を行うべき者を選任することができることとされた（法第 1 4 3 条において準用する法第 4 5 条の 6 第 2 項）。

(4) 解散及び清算

法第 4 6 条第 3 項、第 4 6 条の 2、第 4 6 条の 6 第 4 項及び第 5 項並びに第 4 7 条の 4 から第 4 7 条の 6 までの規定は、社会福祉連携推進法人の解散及び清算について準用するとされた（法第 1 4 1 条）。

(5) 一般法人法の適用除外

社会福祉連携推進法人については、一般法人法第 5 条第 1 項（名称）、第 6 7 条第 1 項及び第 3 項（監事の任期）、第 1 2 8 条（貸借対照表等の公告）並びに第 5 章（合併。第 2 4 2 条から第 2 6 0 条まで）の規定は、適用しないとされた（法第 1 4 7 条）。

第 2 社会福祉連携推進認定に係る名称の変更の登記

1 社会福祉連携推進認定を受けた場合の登記の手續

(1) 登記の申請

社会福祉連携推進法人は、その名称中に社会福祉連携推進法人という文字を用いなければならないことから、当該社会福祉連携推進法人は、認定所轄庁の認定書が到達した日から 2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人

法第 303 条、第 300 条)。

なお、当該社会福祉連携推進法人に従たる事務所が設置されている場合には、当該認定書が到達した日から 3 週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない(一般法人法第 312 条第 4 項)。

(2) 添付書面

社会福祉連携推認定を受けたことによる名称の変更の登記の申請書には、社会福祉連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないとされた(法第 130 条第 2 項)ところ、当該書面として、認定所轄庁の認定書が該当する。

また、社会福祉連携推進法人については、社員総会決議により、名称の変更に係る定款の変更(一般法人法第 146 条)をする必要があることから、名称の変更に係る定款の変更を決議した社員総会の議事録(一般法人法第 317 条第 2 項)を添付する必要がある。なお、定款の変更は、認定所轄庁の認可を受ける必要があるところ(法第 139 条第 1 項)、社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更に係る定款の変更においては認可は不要とされた(施行規則第 40 条の 13 第 3 項第 2 号)ため、当該変更について認可を受けたことを証する書面の添付は不要である。

また、従たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならないが、この場合においては、他の書面の添付を要しない(一般法人法第 329 条)。

(3) 登録免許税

一般社団法人が社会福祉連携推進認定を受けた場合には、主たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記については 3 万円、従たる事務所の所在地においてする当該登記については、申請 1 件につき 9,000 円である(登録免許税法(昭和 42 年法律第 35 号)別表第一第 24 号(一)ツ、(二)イ)。

公益社団法人が社会福祉連携推進認定を受けた場合の名称の変更の登記については登録免許税は課されない(登録免許税法別表第一第 24 号柱書)。

2 社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合の登記の手続

(1) 一般社団法人たる社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合

ア 登記の嘱託

認定所轄庁は、法第 145 条第 1 項又は第 2 項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該社会福祉連携推進法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該社会福祉連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならないとされた（同条第 5 項において読み替えて準用する公益認定法第 29 条第 6 項）。

イ 添付書面

法第 145 条第 5 項において読み替えて準用する公益認定法第 29 条第 6 項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならないとされた（同条第 7 項）ところ、当該書面として、認定所轄庁の認証がある認定取消書の謄本がこれに該当する。

また、当該謄本に加え、取消しの処分の効力が発生したことを証する書面として、社会福祉連携推進認定を取り消したことが当該社会福祉連携推進法人に告知されたことを確認することができる書面（配達証明書又は受領証の写し等）をも添付しなければならない（平成 26 年 5 月 16 日付け法務省民商第 44 号当職依命通知参照）。

なお、従たる事務所の所在地においてする名称の変更の登記の嘱託書には、同項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付すれば足りる（一般法人法第 329 条）。

ウ 登録免許税

前記 1 (3) 前段の一般社団法人に関する規定と同様である。

(2) 公益社団法人たる社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合

ア 登記の申請

公益社団法人たる社会福祉連携推進法人が、法第 145 条第 1 項又は第 2 項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、同条第 4 項（定款のみなし変更）及び第 5 項（登記の嘱託）の規定は適用されないことから（施行規則第 40 条の 21 第 2 項）、

当該公益社団法人は、社員総会の決議により、名称中に含まれる社会福祉連携推進法人という文字を除く名称の変更に係る定款の変更をした上で（前記第 1 の 1 (4)イ参照）、当該社員総会の決議の日から 2 週間以内に、その主たる事務所の所在地において、当該名称の変更の登記の申請をしなければならない（一般法人法第 3 0 3 条）。

なお、当該公益社団法人に従たる事務所が設置されている場合には、当該決議の日から 3 週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、名称の変更の登記をしなければならない（一般法人法第 3 1 2 条第 4 項）。

イ 添付書面

名称中に含まれる社会福祉連携推進法人という文字を除く名称の変更の登記の申請書には、当該名称の変更に係る定款の変更を決議した社員総会の議事録を添付しなければならない（一般法人法第 3 1 7 条第 2 項）。

なお、従たる事務所の所在地においてする当該名称の変更の登記の申請書は、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない（一般法人法第 3 2 9 条）。

ウ 登録免許税

登録免許税は課されない（登録免許税法別表第一第 2 4 号柱書）。

3 登記の記録

社会福祉連携推進認定を受けた場合又は当該認定の取消しの処分を受けた場合の名称の変更に係る登記の記録は、別紙記録例による。

第 3 認定所轄庁の認可を要する事項に係る登記

次の事項については、法において、いずれも認定所轄庁の認可を受けなければならないとされていることから、当該事項に係る登記の申請書には、認定所轄庁の認可書又はその認証がある謄本をも添付しなければならない（一般法人法第 3 3 0 条において準用する商登法第 1 9 条）。

- (1) 登記すべき事項に変更を生ずる定款の変更（主たる事務所の所在地に関する事項、社会福祉連携推進認定による法人の名称に関する事項及び公告方法に関する事項に係るものを除く。前記第 1 の 2 (1)イ参照）
- (2) 代表理事の選定又は解職（前記第 1 の 2 (2)参照）

[別紙記録例]

1 名称の変更の登記（社会福祉連携推進認定を受けた場合）

(1) 一般社団法人が社会福祉連携推進認定を受けた場合

名 称	一般社団法人〇〇会		
	社会福祉連携推進法人〇〇会	令和 3年 4月 1日変更	令和 3年 4月 3日登記

※法第130条第1項、一般法人法第303条

※変更の年月日は、認定所轄庁の認定書が到達した日である。

(2) 公益社団法人が社会福祉連携推進認定を受けた場合

名 称	一般社団法人〇〇会		
	公益社団法人〇〇会	令和 2年 4月 1日変更	令和 2年 4月 3日登記
		公益社団法人社会福祉連携推進法人〇〇会	
		令和 3年 4月 1日変更	令和 3年 4月 3日登記

※法第130条第1項、一般法人法第303条

※公益社団法人たる社会福祉連携推進法人は、その名称中に「公益社団法人」及び「社会福祉連携推進法人」という文字を用いなければならない。

※変更の年月日は、認定所轄庁の認定書が到達した日である。

2 名称の変更の登記（社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合）

(1) 一般社団法人たる社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合

名 称	一般社団法人〇〇会		
	社会福祉連携推進法人〇〇会	令和 3 年 4 月 1 日変更	
		令和 3 年 4 月 3 日登記	
	一般社団法人〇〇会	令和 4 年 4 月 1 日変更	
令和 4 年 4 月 3 日登記			

※法第145条第5項

※変更の年月日は、社会福祉連携推進認定を取り消すことが当該社会福祉連携推進法人に告知された日である。

(2) 公益社団法人たる社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合

名 称	一般社団法人〇〇会		
	公益社団法人〇〇会	令和 2 年 4 月 1 日変更	
		令和 2 年 4 月 3 日登記	
	公益社団法人社会福祉連携推進法人〇〇会	令和 3 年 4 月 1 日変更	
		令和 3 年 4 月 3 日登記	
	公益社団法人〇〇会	令和 4 年 4 月 1 日変更	
		令和 4 年 4 月 3 日登記	

※一般法人法第303条

※変更の年月日は、名称の変更に係る定款の変更の効力が発生した日である。